

不動産の概要

1 都市計画区域外

その他の規制 久米南町暴力団排除条例

※公法上の規制等については、権限のある行政庁に確認のこと。

2 公売財産1の土地は、北東側の一部で幅員約6.9mの舗装町道落合・重行線支線にほぼ等高に接面するほぼ平坦な不整形地である。

公売財産1の土地は、公売財産3の建物敷地として利用されており、公売財産1の北西側の隣接地には、JR西日本（津山線）の鉄道線路及び公売財産1の北側付近にその踏切が存在する。

3 公売財産2の土地は、南東側で幅員約7.5mの国道53号線に幅員約2.5mの歩道を介してほぼ等高に接面するほぼ平坦な不整形地である。

公売財産2の土地は、北西側の一部で公売財産3の建物敷地として利用されており、その他の部分は更地となっている。また、公売財産2の土地の南側は、雑草が繁茂している。

4 公売財産3の建物は、不動産登記簿上、昭和55年12月13日新築及び昭和60年6月18日増築された建物と表題部に登記されている。この建物は、相当期間、空き店舗の状態が続いており、天井に複数の雨漏り等が見られ、天井が抜けている箇所が複数ある。建物の南側に鉄様階段は顕著に錆等が見られ、腐敗している箇所もある。また、建物内には、所有者不明の大型業務用冷蔵庫等、複数の動産類が存在する。なお、これらの動産類は、公売の対象外である。

5 公売財産1及び2の土地について、土地所有者に対して土地の占有（利用）及び権利関係に関する調査を書面により照会しているが、令和4年5月2日現在、回答はない。

公売財産3の建物について、建物所有者に対して建物の占有（利用）及び権利関係に関する調査を書面により照会しているが、令和4年5月2日現在、回答はない。

公売財産1から3について、土地建物所有者に対して公売対象財産内に存在する動産類の処理についての調査を書面により照会しているが、令和4年5月2日現在、回答はない。

6 公売財産1から3については、土壌汚染及びアスベストなどに関する専門的調査は行っていない。

7 公売財産1から3については、岡山市町村税整理組合及び久米南町は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産等の処理などは、買受人がその使用者等や所有者等と協議する必要があります。また、隣接地との境界確定は、買受人が隣地所有者と協議する必要があります。

これらの協議について、岡山市町村税整理組合及び久米南町は一切関与しません。

売却区分 番号	1
------------	---

不動産の概要

- 8 簡易水道 有（13mmの水道管引込有。簡易水道加入負担金28万円が必要です。）  
下水道 接続可（公共下水道受益者負担金30万円が必要です。）  
都市ガス 無  
電気 引込可  
公売財産1から3までの宅地内及び建物内に配管された水道管については、相当期間、  
使用されていないため、通常使用できるかどうかについては不明である。
- 9 【最寄駅】 JR津山線 「弓削」駅より南西約220m（道路距離）  
【最寄IC】 中国自動車道 津山ICより南東約22km（道路距離）

その他の事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
--------	-----------------------------------